

全開された力議会をめざして終



▲水防訓練風景

平成24年度 一般会計予算に対する意見書

- 1、小都市地域防災計画については、東日本大震災からの教訓に基づき、地域で想定される様々な災害に対応すべく、一日も早く見直しを行うこと。その中でも備蓄については、先行して取り組むこと。
 - 2、ホームページのリニューアルについては、徹底した情報公開を進めるという市長の施政方針に基づき、サイトポリシー（基本理念）及び管理運営に関する要綱並びに組織の構築を行い、市民に開かれた親しみやすいホームページの製作に努めること。
 - 3、コンピューター教育については、小・中学校へのコンピューターの導入に際し、最小の経費で最大の効果を実現できるように、考え方を整理すること。

特別委員会について

議会には、提案された議案を専門的に効率よく審査するための委員会を設けることができます。小都市では、現在、3つの常任委員会と、議会運営を円滑に進めていくための議会運営委員会を設置しています。議会は、この他に、特定の案件を審査するために、地方自治法で定められた特別委員会を設置することができます。日頃の活動では、予算や決算の審査にあたる場合、その会期中に特別委員会を設置して取り組んできました。

議会基本条例の第9条「自由討議による合意形成」の項に、「議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議および委員会において審議し、結論を出す場合、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする」とあります。今回の予算審査の中でも様々な視点から多くの意見が出されました。

特に重要な政策について、一定の整理をし、議員全員が一致した意見を、24年度の市政運営に活かしていくために、左の3点について、意見書を提出しました。

3月の議会では平成24年度小郡市一般会計予算及び特別会計予算について、全議員による予算審査特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。予算審査は、各部担当課ごとに、施策の説明を求め、その後に質疑を行い、予算が適切であるかどうか、判断していきます。

小郡市では、議会基本条例制定後、議員間での討議を取り入れました。これは、議案審査の際、一方的な執行部への質疑に止めず、議員間で討議することにより、問題点を整理し、議会としての合意形成に導くためです。

議会の審査の中には、予算、決算の審査があります。議案審査は基本的にそれぞれの常任委員会へ付託しますが、予算・決算は全議員による特別委員会を設置し審査にあたります。予算は、地方公共団体が行政を行う上で必要となる収入と支出を明らかにし、合理的な活用を行うための收支計画です。家庭に置き換えると一定額の給与収入を予定し、家庭の食費・衣料費・教育費・家賃・医療費・貯金等の費目を将来の見通しも考えながらバランスよく支出していくための計画です。



▲地域拠点(校区公民館)



▲地域で運営されている自治会バス

新たな地域自治に関する 特別委員会意見書

- 1、行政委嘱事務制度の実態把握と充て職を含む事務整理を早急に行い、その方向性を明らかにすること
 - 2、協働のあり方について、具体的な説明ができるよう努めること
 - 3、新たな地域自治に関する職員研修を早期に行うと共に、庁舎内での議論を深め意識の向上を図ること
 - 4、市のモデル校区のイメージと市民の捉え方に相違があるので、調整を図ること
 - 5、示された今後のスケジュールについては、見直しも含め慎重に進めること

しかし、行政側からの報告とは異なり、これまで説明を受けた行政区の現場からは、困惑した声が聞かれ、また職員意識や行政の体制づくりも遅れており、議会への説明も不充分なものとなつていました。

そこで議会として「新たな地域自治」推進状況を調査しながら、その目的を明らかにしていきたいとの趣旨で、議員18名全員を委員として、昨年の12月議会において「新たな地域自治に関する特別委員会」を設置しました。

これまで5回特別委員会を開催し、現状調査を踏まえ、担当課からの聞き取りを行い、議員間で論点を整理しながら議論を重ねてきました。その結果、5項目の要望を左のように意見書として取りまとめて提出しました。

現在もこの特別委員会は継続しており、今後の進捗状況を見ながら適切に対応していきたいと思います。

現在、市においては、市長の2期目のマニフェストに掲げられた「コミュニティ分権によるまちづくり」を推進するため、21年度より小学校校区を単位とした「まちづくり懇談会」を立ち上げ、コミュニティ分権に向けた説明を行つてきました。

市がコミュニティ分権を進める背景には、全国的に直面している地域コミュニティの希薄化や、国の地方分権に受けた取り組みなどがあり、少子高齢化による新たな問題点や現在行つてはいる地域自治活

新たな地域自治のあり方について